

序論 海岸保全基本計画策定にあたって

1. 伊予灘沿岸の概要

伊予灘沿岸は、佐田岬から高縄半島先端の錨掛ノ鼻に至る瀬戸内海に面した沿岸である。沿岸の内、佐田岬から双海町にかけては佐田岬半島宇和海県立自然公園に、中島町の島しょ部一帯を含め松山市から錨掛ノ鼻にかけては瀬戸内海国立公園に指定されるなど、優れた景観を呈している。



重信川河口干潟

当沿岸東部では、松山平野が広がり海域の水深も浅く比較的平坦で砂浜海岸が多く、沿岸西部では、山が海に迫り海岸線は変化に富んでいる。



松山港

沿岸域一帯には藻場が広がり、また、重信川河口に形成された干潟には多くの鳥類の渡来地になっているなど、豊かな自然も多く残されている。

松山市の位置する沿岸東部は、愛媛県の政治・経済・文化の中核をなす地域を形成し、中島町を中心とした島しょ部は、瀬戸内の多島美を誇り、農漁業と観光を主産業とする地域である。



夕やけこやけライン

松山市から佐田岬にかけて美しい海岸線は「夕やけこやけライン」、「メロディライン」などドライブウェイとして、島しょ部はトライアスロンなどマリンスポーツイベントの開催地として利用されている。

当該沿岸は前面の海域が開けていることから、台風や季節風により高波が発生したり、高潮偏差が大きいいため、台風時に高潮が発生し、浸水の危険性が高い。



トライアスロン

地震時には、沖積層からなる松山平野を中心に液状化の発生が予想されるが、津波については予想津波高も低く、津波による浸水の危険性は少ない。

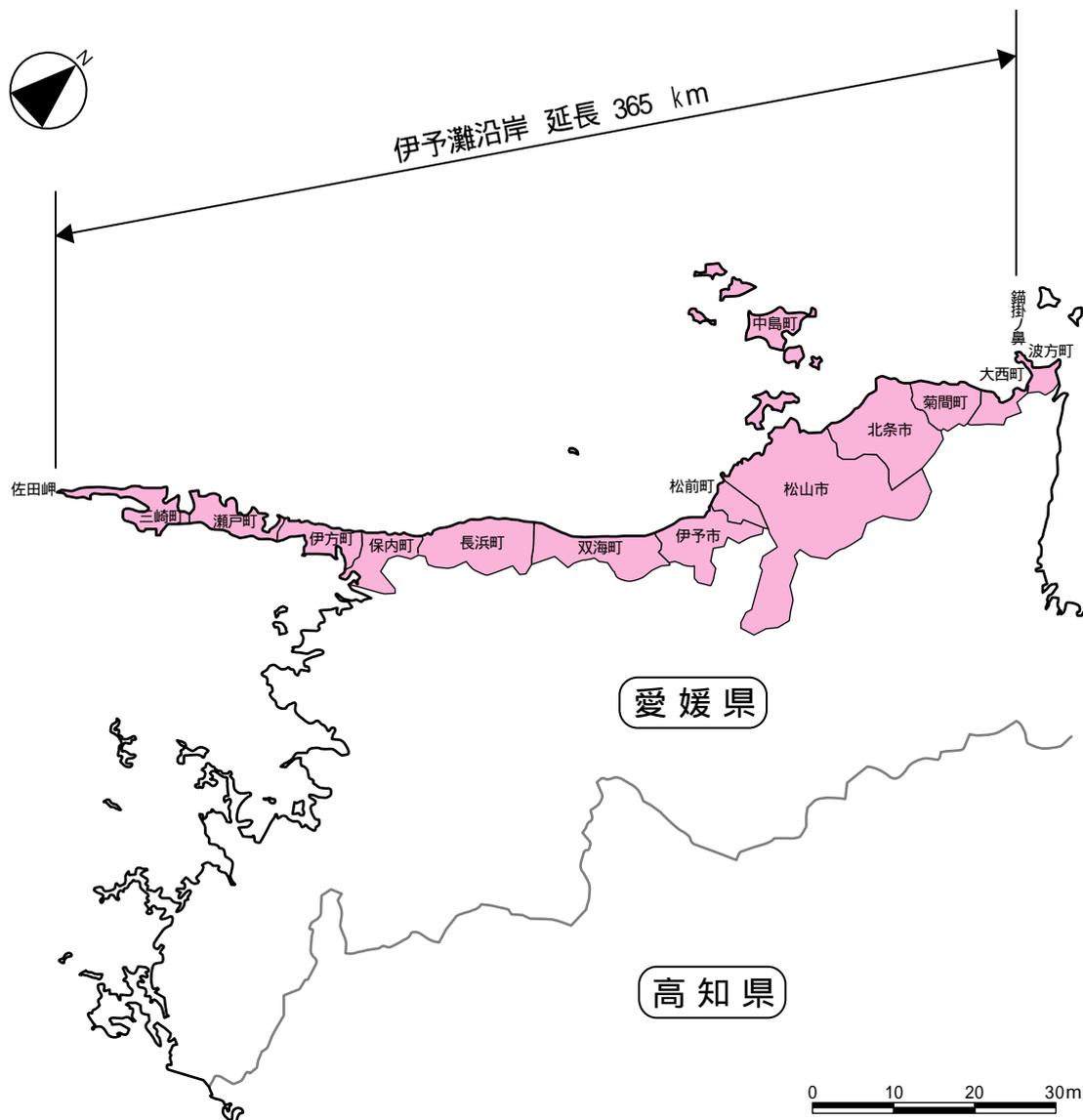
このように伊予灘沿岸は、漁業、産業利用、レクリエーションなど多様な利用がされる中、美しい自然や貴重な自然が残されている地域であるが、浸水被害の危険性が高い地域も多くある。このため、貴重な自然環境の保全と利用に十分配慮し、防護対策の強化が必要な地域である。



立岩海岸

2 . 伊予灘沿岸の区域

伊予灘沿岸の区域は下記のとおりで、愛媛県3市11町である。



愛媛県 : 波方町、大西町、菊間町、北条市、中島町、松山市、松前町、伊予市、双海町、長浜町、保内町、伊方町、瀬戸町、三崎町

3 . 伊予灘沿岸の海岸保全に関する基本理念



愛媛県全体の海岸保全に関する基本理念

愛媛県特有の海岸を、県民の様々な要求に対応しつつ、県民共有の財産として次世代へ継承していくために、

『人にも自然にも 愛がある えひめの海岸づくり』

を県全体の海岸保全のための基本理念とし、これに基づき、各沿岸毎の基本理念を定める。
愛媛県では、人命・財産の災害からの防護に優先的に取り組むこととし、緊急に防護が必要で投資効果の高い箇所から、その地域に適した海岸保全施設の整備に努める。

整備にあたっては、単に防護からの視点だけでなく、自然環境や自然景観の保全、海岸利用面への配慮も踏まえた対策に取り組む。

また、防護の必要性が低く、優れた自然環境や自然景観を有する箇所については、原則として海岸保全施設を整備せず、現在の自然を大切に保存していくための管理に努める。

—— 伊予灘沿岸の海岸保全に関する基本理念 ——

伊予灘沿岸における海岸の現状や課題を踏まえ、「人にも自然にも暖かく、明るい伊予の海岸づくり」を「伊予灘沿岸の海岸保全に関する基本理念」とし、この理念の基に海岸保全を実施する。

人にも自然にも暖かく、明るい伊予の海岸づくり

【 防護面での基本方針 】

地域を守る安全な海岸の整備を最優先に考え、高潮や侵食の危険性が高い地域など緊急に防護が必要で投資効果が高い箇所から計画的に整備を進める。

また、貴重な自然砂浜が残されている地域や侵食による汀線の後退傾向が著しい地域では、現状の砂浜の保全・維持に取り組む。

さらに、関係機関と連携して防災情報の提供や災害時の対応方法の周知、避難経路や避難場所の確保、地域住民の防災意識の向上、情報伝達及び避難体制の強化など防災体制の強化を図る。

【 環境面での基本方針 】

藻場が沿岸一帯に分布する他、鳥類の飛来地で知られる重信川河口干潟が現存するなど、貴重な自然環境を有しており、こうした周辺の自然環境に支障を及ぼす行為をできるだけ回避し、自然との共生を図ることで、環境に配慮した海岸づくりを目指し、優れた海岸環境を次世代に継承する。

【 利用面での基本方針 】

沿岸一帯に海水浴場が分布し、トライアスロンなど地域性のある海辺のイベントが展開されていることから、海辺のイベントや日常的な海岸利用に配慮するとともに迷惑行為の制限など、海岸利用のルールづくりやマナー啓発に努め、適正な海岸利用を促進する。

また、愛媛の流通拠点となる港湾機能や生活拠点となる漁港機能との調和を図りつつ、より多くの人々が海と親しむことのできる海岸づくりに配慮する。

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項

1. 海岸の防護に関する事項

防護面での基本方針

・計画的な波浪・高潮対策の推進

地域を守る安全な海岸の整備を最優先に考え、波浪・高潮による越波・浸水の危険性が高い地域など緊急に防護が必要で投資効果が高い箇所から計画的に整備を進める。

特に台風や冬季風浪による波浪や、吹寄せによる高潮の危険性の高い地域では、必要な護岸高さの確保など越波対策に努める。

・災害に強い地域づくりの推進

海岸保全施設の整備と併せ、関係機関と連携して防災情報の提供や災害時の対応方法の周知、避難経路や避難場所の確保、地域住民の防災意識の向上及び防災知識の普及を図り、災害に強い地域づくりを推進する。特に、津波や液状化対策については、ハード面の対策だけでは限界があり、住民意識の向上や避難体制、情報伝達体制づくりなども含め、ソフトの面からの対策にも取り組む。

・総合的な侵食対策の推進

貴重な自然砂浜が残されている地域では、砂浜による消波効果が低下しないよう現状の砂浜の保全・維持に努めていく。また、侵食による汀線の後退傾向が著しい地域では、適切な土砂供給が図られるよう総合的な土砂管理を推進していくため、関連機関との連携を図る。

< 海岸防護の目標 >

防護すべき地域

次項に掲げる防護水準に対し、海岸保全施設を整備または改良しない場合に海岸背後の家屋、土地等に被害が発生すると想定された区域。

高潮（越波）に対しては、設定した潮位、波浪が発生した場合の浸水区域。

侵食に対しては、現在と同様の速度で侵食が進む場合の影響区域、または現時点で海浜を保全・維持する必要が認められた区域。

津波に対しては、想定した津波が発生した場合の浸水区域。

地震による液状化・地盤沈下に対しては、過去に液状化あるいは地盤沈下の履歴がある、あるいはそういった地盤変動が発生した場合の浸水区域。

防護水準

高潮（越波）

- ・過去に発生した高潮の記録に基づく既往最高潮位に、適切に推算した波浪の影響を加えた想定外力に対し、防護可能な施設の整備を目標とする。

侵食

- ・侵食の進行している海岸では、現状の汀線を保全・維持することが可能な施設の整備を基本とする。

津波

- ・東南海・南海地震規模の地震が発生するとして想定した津波に対して、一定の施設規模を目標とする。

液状化・地盤沈下

- ・地震による液状化の危険性が高い海岸では、地盤データから想定される地盤変動量に対し防護可能な施設の整備を目標とする。
- ・地震による地盤沈下の危険性が高い海岸では、過去の地盤沈下の履歴から想定される沈下量に対し、防護可能な施設の整備を目標とする。

施設の整備には限界があるため、避難体制や情報伝達体制などのソフト対策との併用により防護することを目標とする。

2. 海岸環境の整備及び保全に関する事項

環境面での基本方針

・優れた自然環境の保全

伊予灘沿岸域は、佐田岬半島宇和海県立自然公園、瀬戸内海国立公園に指定されている他、鳥類の飛来地で知られる重信川河口干潟が現存するなど、優れた自然環境を有している。

こうした周辺の自然環境への支障をできるだけ回避するとともに、景観の保全も含め、自然と共生する海岸環境の保全を図るため、ミティゲーション（回避・最小化・代償措置）の視点からの施設整備に取り組む。

・関連機関等との連携による広域的な取組

沿岸域の環境を守るためには、美しい砂浜など貴重な自然環境資源の保護・保全だけでなく、身近に存在する藻場、干潟、砂浜など海浜生物の生息環境、及び背後地の森林、河川なども含めた広域的な視点が必要である。

そのため、関連機関や関連部署及び地元市町村、地元住民との連携強化を図る。

・事前調査、追跡調査の実施

海岸整備にあたり、特に自然環境への配慮が必要な場合においては、自然環境に関する事前の調査を行い、環境保全に配慮した施設計画等の検討を行う。

さらに、施工時や施工後における追跡調査を実施し、環境保全に配慮した施設の効果を検証し、今後の海岸事業に反映させる。

・保全活動の推進と支援

優れた海岸環境は、次世代に継承していくべき重要な財産であるが、これらの保全のためにはゴミ捨てなどによる海岸環境悪化に対するモラル向上の意識啓発及び地元住民やボランティア等の協力による海岸愛護活動が必要不可欠である。

現在行われている海岸里親制度等の活動をさらに拡大、推進し、こうした活動へ支援や参加しやすい仕組みづくりに取り組む。

3 . 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

利用面での基本方針

- ・ 多様なニーズに対応した複合的な海岸づくり

海岸は生活の場、レクリエーションの場、交通運輸の場など様々な利用がなされている。このため、レクリエーション活動の推進、漁業振興、地域性豊かなイベントによる地域振興など、それぞれの海岸で利用形態に配慮した海岸づくりに取り組む。

- ・ 安全で快適な海岸づくり

利用頻度の高い海岸では、防護面での安全性の確保や自然環境の保護とともに、必要に応じ水辺へ近づきやすい階段護岸等の整備や、海岸利用の増進に役立つ施設の整備など、来訪者をはじめ地域住民にとって安全で快適な海岸づくりにも配慮する。

- ・ 適正な海岸利用の推進

誰もが快適に海岸を利用できるよう、他の利用者の迷惑となる行為の制限や海岸環境へ支障を及ぼす行為の制限など、地域特性に応じた海岸利用のルールづくりを進める。

海岸利用のルール等については、利用者にわかりやすく表示するとともに、利用者へのマナーの啓発などにも取り組む。

第2章 海岸保全施設整備に関する事項

県の基本方針と沿岸の海岸保全に関する基本理念及びゾーン毎の基本方針を踏まえ、伊予灘沿岸の海岸から、今後概ね20年の間に海岸整備を行っていくべき「整備対象海岸」を抽出する。

本計画の施設概要等は整備の方向性を示すものであり、具体的な施設規模、構造、工法等については、各事業の詳細検討段階で決定していく。

また、自然的・社会的状況の変化等により、必要に応じて内容の見直しを行う。

1．海岸保全施設を整備しようとする区域

防護・環境・利用面から各海岸の現況評価を行い、高潮対策・侵食対策・施設改良の必要性や背後地の重要度を検討して整備しようとする区域を抽出し、整備対象海岸整理表の計画施設概要の欄に示す。

2．海岸保全施設の種類、規模及び配置

抽出した整備対象海岸における整備をしようとする海岸保全施設の種類、規模及び配置については、整備対象海岸整理表の計画施設概要の欄に示す。

3．海岸保全施設による受益の地域及びその状況

海岸保全施設により防護される地域及びその地域の土地利用状況については、整備対象海岸整理表の受益の規模及びその状況の欄に示す。

整備対象海岸整理表

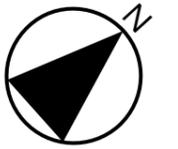
NO.	海岸名	地区名	所管	関係市町村	保全延長	計画施設概要 (区域、種類、規模、配置等)	受益地及びその状況
					(m)		
2-2	小部漁港海岸	宮崎地区	水産	波方町	760	100m区間で波高低減対策を検討。	約5ha、 集落(点在)・県道
3	九王海岸	-	国土(河)	大西町	1,211	300m区間で波高低減対策を検討。	約3ha、 集落(連担)・鉄道
5	南九王海岸	-	国土(河)	大西町	762	300m区間で波高低減対策を検討。	約5ha、 集落(点在)・町道
7	新田海岸	-	国土(河)	大西町	4,446	1,500m区間で面的防護対策を検討。	約50ha、 集落(連担)・国道
8	西別府海岸	-	国土(河)	大西町	172	100m区間で護岸等の機能強化を検討。	約3ha、 集落(点在)・国道
11	葉山海岸	-	国土(河)	菊間町	1,986	400m区間で護岸等の機能強化を検討。	約10ha、 集落(連担)・鉄道・国道
13	北浜海岸	-	国土(河)	菊間町	187	200m区間で面的防護対策を検討。	約10ha、 集落(連担)・町道
15	田之尻海岸	-	国土(河)	菊間町	2,579	600m区間で波高低減対策を検討。	約5ha、 国道・鉄道
16	田の尻漁港海岸	-	水産	菊間町	338	40m区間で護岸等の機能強化を検討。	約1ha、 集落(点在)・鉄道・国道
19	大浦海岸	-	国土(河)	北条市	1,850	300m区間で護岸等の機能強化を検討。	約3ha、 鉄道・国道
20	大浦漁港海岸	-	水産	北条市	972	360m区間で波高低減対策を検討。	約5ha、 集落(点在)・鉄道
21	立岩海岸	-	国土(河)	北条市	1,670	700m区間で離岸堤、養浜、潜堤、突堤、護岸の整備を行う。	約5ha、 国道
22-1	北条港海岸	土手内・辻地区	国土(港)	北条市	(3160)	200m区間で護岸等の機能強化を検討。	約3ha、 広範囲の人家連担地域・鉄道
24	柳原海岸	-	国土(河)	北条市	1,629	1,000m区間で離岸堤、潜堤、突堤、養浜、護岸の整備を行う。	約30ha、 集落(連担)・県道・鉄道
25	柳原漁港海岸	-	水産	北条市	741	340m区間で離岸堤、堤防の整備を行う。	約5ha、 集落(連担)
27	河原海岸	-	国土(河)	北条市	1,442	800m区間で護岸等の機能強化と波高低減対策を検討。	約10ha、 集落(連担)・鉄道
29	小川漁港海岸	-	水産	北条市	679	130m区間で護岸等の機能強化を検討。	約1ha、 集落(点在)・鉄道
30	安居島漁港海岸	-	水産	北条市	803	140m区間で波高低減対策を検討。	約3ha、 集落(点在)・市道
32	大串海岸	-	農村	中島町	1,647	900m区間で護岸等の機能強化と波高低減対策を検討。	約10ha、 集落(点在)・農地(点在)
33	長師漁港海岸	-	水産	中島町	2,530	1,000m区間で護岸等の機能強化と波高低減対策を検討及び突堤、養浜、護岸等の整備を行う。	約20ha、 集落(連担)・町道・県道
35	神ノ浦漁港海岸	-	水産	中島町	1,172	250m区間で護岸等の機能強化と波高低減対策を検討	約5ha、 集落(連担)・県道
36	長崎海岸	-	国土(河)	中島町	4,231	800m区間で護岸等の機能強化を検討。	約5ha、 集落(点在)・県道
37	宇和間小部屋海岸	-	農村	中島町	1,365	800m区間で護岸等の機能強化と波高低減対策を検討。	約5ha、 集落(連担)・県道・農地(連担)
38-1	饒漁港海岸	宇和間熊田地区	水産	中島町	851	420m区間で護岸等の機能強化を検討。	約5ha、 集落(連担)・県道
38-2	饒漁港海岸	吉木地区	水産	中島町	361	40m区間で護岸等の機能強化を検討。	約1ha、 集落(連担)・県道
38-4	饒漁港海岸	畑里地区	水産	中島町	360	120m区間で波高低減対策を検討。	約1ha、 集落(点在)・県道
38-5	饒漁港海岸	粟井地区	水産	中島町	320	70m区間で護岸等の機能強化を検討。	約1ha、 集落(連担)・県道
42	小畑里海岸	-	農村	中島町	3,314	1,500m区間で護岸等の機能強化と波高低減対策を検討。	約15ha、 県道・農地(連担)
43	大泊海岸	-	農村	中島町	250	400m区間で護岸等の機能強化を検討。	約5ha、 町道・農地(点在)

NO.	海岸名	地区名	所管	関係市町村	保全延長	計画施設概要 (区域、種類、規模、配置等)	受益地及びその状況
					(m)		
44	粟井替那海岸	-	農村	中島町	1,293	800m区間で護岸等の機能強化を検討。	約10ha、集落(点在)・県道・農地(点在)
48	野忽那南海岸	-	農村	中島町	2,295	800m区間で護岸等の機能強化を検討。	約10ha、農地(連担)
49	野忽那漁港海岸	-	水産	中島町	1,123	50m区間で護岸等の機能強化を検討。	約1ha、町道
51-1	睦月漁港海岸	睦月地区	水産	中島町	(2029)	330m区間で護岸等の機能強化と波高低減対策を検討。	約5ha、集落(連担)・町道
52	上怒和漁港海岸	-	水産	中島町	1,680	150m区間で護岸等の機能強化を検討。	約3ha、集落(連担)・県道
54	怒和南海岸	-	農村	中島町	3,635	1,000m区間で護岸等の機能強化を検討。	約10ha、町道・農地(連担)
55	元怒和漁港海岸	-	水産	中島町	1,170	600m区間で護岸等の機能強化と波高低減対策を検討。	約10ha、集落(連担)・町道
56	怒和北海岸	-	農村	中島町	6,895	1,500m区間で護岸等の機能強化を検討。	約20ha、町道・農地(連担)
57	津和地漁港海岸	-	水産	中島町	1,346	800m区間で護岸等の機能強化と波高低減対策を検討。	約10ha、集落(連担)
58	津和地仙波海岸	-	農村	中島町	1,781	800m区間で護岸等の機能強化と波高低減対策を検討。	約10ha、町道・農地(連担)
59	津和地アジノ海岸	-	農村	中島町	3,835	1,500m区間で護岸等の機能強化を検討。	約15ha、町道・農地(連担)
60	津和地八ヶ海岸	-	農村	中島町	3,452	1,500m区間で護岸等の機能強化を検討。	約20ha、町道・農地(連担)
61	二神小池海岸	-	農村	中島町	2,155	500m区間で護岸等の機能強化と波高低減対策を検討。	約5ha、集落(点在)・農地(連担)
62	二神南海岸	-	国土(河)・農村	中島町	3,242	1,500m区間で護岸等の機能強化を検討。	約10ha、農地(連担)
63	二神水尻海岸	-	農村	中島町	2,456	1,000m区間で護岸等の機能強化を検討。	約10ha、集落(点在)・農地(連担)
64	二神漁港海岸	-	水産	中島町	1,073	400m区間で護岸等の機能強化を検討。	約3ha、集落(連担)
67	堀江東海岸	-	国土(河)	松山市	1,714	500m区間で波高低減対策を検討。	約20ha、集落(点在)・国道
68	堀江港海岸	-	国土(港)	松山市	661	500m区間で護岸等の機能強化と波高低減対策を検討。	約30ha、広範囲の人家連担地域・国道
69	堀江西海岸	-	国土(河)	松山市	309	300m区間で波高低減対策を検討。	約20ha、広範囲の人家連担地域・国道
70	堀江漁港海岸	-	水産	松山市	484	500m区間で護岸等の機能強化と面的防護対策を検討。	約5ha、集落(連担)・鉄道・国道
71-1	松山港海岸	今出地区	国土(港)	松山市	(20491)	600m区間で護岸等の機能強化を検討。	約40ha、工業地帯等
71-4	松山港海岸	梅津寺地区	国土(港)	松山市	(20491)	1,000m区間で護岸等の機能強化を検討。	約50ha、広範囲の人家連担地域
71-5	松山港海岸	高浜地区	国土(港)	松山市	(20491)	1,500m区間で護岸等の機能強化を検討。	約50ha、県道
71-6	松山港海岸	和気地区	国土(港)	松山市	(20491)	850m区間で堤防、突堤、養浜の整備を行う。	約70ha、広範囲の人家連担地域
71-7	松山港海岸	興居島地区	国土(港)	松山市	(20491)	2,000m区間で護岸等の機能強化を検討及び樋門改良を行う。	約30ha、集落(連担)・県道
73	泊漁港海岸	-	水産	松山市	883	440m区間で護岸等の機能強化を検討。	約5ha、集落(連担)・県道
74	御手洗海岸	-	国土(河)・農村	松山市	6,755	1,200m区間で護岸等の機能強化と波高低減対策を検討。	約10ha、県道・農地(点在)
75	御手洗漁港海岸	-	水産	松山市	989	600m区間で護岸等の機能強化、波高低減対策、面的防護対策を検討及び離岸堤の整備を行う。	約10ha、集落(連担)
76	鷺ヶ巣漁港海岸	-	水産	松山市	900	150m区間で面的防護対策を検討。	約3ha、集落(連担)・県道

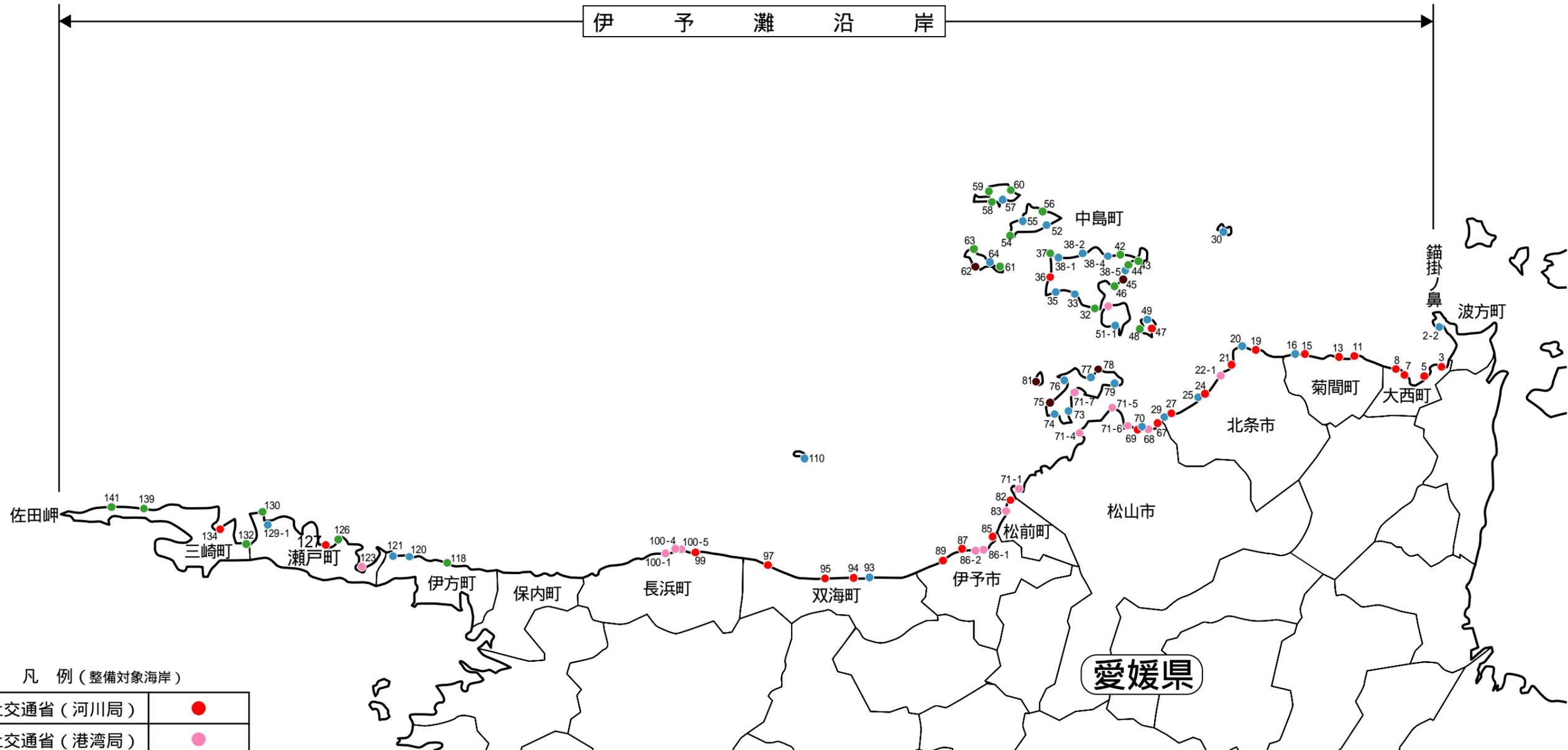
NO.	海岸名	地区名	所管	関係市町村	保全延長	計画施設概要 (区域、種類、規模、配置等)	受益地及びその状況
					(m)		
77	北浦海岸	-	国土(河)・農村	松山市	10,530	1,000m区間で護岸等の機能強化を検討。	約20ha、 県道・農地(連担)
78	北浦漁港海岸	-	水産	松山市	749	500m区間で面的防護対策を検討。	約10ha、 集落(連担)・農地(連担)
79	馬磯漁港海岸	-	水産	松山市	894	400m区間で離岸堤、突堤の整備を行う。	約10ha、 県道
81	釣島海岸	-	国土(河)・農村	松山市	2,540	200m区間で波高低減対策を検討。	約3ha、 集落(連担)・農地(連担)
82	塩屋海岸	-	国土(河)	松前町	883	600m区間で面的防護対策を検討。	約60ha、 集落(連担)・県道
83	松前港海岸	-	国土(港)	松前町	6,045	700m区間で護岸等の機能強化を検討。	約50ha、 広範囲の人家連担地域・鉄道・公共施設(小学校)
85	下吾川海岸	尾崎地区	国土(河)	伊予市	670	400m区間で面的防護対策を検討。	約30ha、 集落(連担)・鉄道
86-1	伊予港海岸	灘町地区	国土(港)	伊予市	(3898)	300m区間で波高低減対策を検討。	約30ha、 広範囲の人家連担地域・鉄道
86-2	伊予港海岸	-	国土(港)	伊予市	(3898)	800m区間で波高低減対策を検討。	約30ha、 集落(連担)・鉄道
87	北山崎海岸	-	国土(河)	伊予市	1,177	800m区間で波高低減対策を検討。	約60ha、 集落(連担)・市道
89	森海岸	-	国土(河)	伊予市	875	500m区間で波高低減対策を検討。	約20ha、 集落(点在)・農地(点在)
93	上灘漁港海岸	-	水産	双海町	1,109	200m区間で波高低減対策を検討。	約5ha、 集落(連担)・国道
94	上灘西海岸	-	国土(河)	双海町	2,737	400m区間で波高低減対策を検討。	約15ha、 国道・集落(点在)
95	下灘東海岸	-	国土(河)	双海町	4,039	1,200m区間で波高低減対策を検討。	約10ha、 集落(点在)・国道
97	下灘西海岸	-	国土(河)	双海町	4,408	1,500m区間で波高低減対策を検討。	約10ha、 国道・集落(点在)
99	喜多灘海岸	西海岸地区	国土(河)	長浜町	1,270	200m区間で波高低減対策を検討。	約1ha、 国道
100-1	長浜港海岸	海岸通地区	国土(港)	長浜町	(2538)	180m区間で離岸堤の整備を行う。	約3ha、 集落(連担)・国道
100-4	長浜港海岸	築地地区	国土(港)	長浜町	(2538)	200m区間で護岸等の機能強化を検討。	約5ha、 集落(連担)・鉄道
100-5	長浜港海岸	-	国土(港)	長浜町	(2538)	200m区間で護岸等の機能強化を検討。	約3ha、 集落(点在)・鉄道
110	青島漁港海岸	-	水産	長浜町	421	220m区間で波高低減対策を検討。	約10ha、 集落(点在)・町道
118	オノウラ海岸	-	農村	伊方町	930	100m区間で護岸等の機能強化を検討。	約1ha、 農地(連担)
120	鳥津漁港海岸	-	水産	伊方町	296	150m区間で護岸等の機能強化を検討。	約1ha、 集落(点在)
121	大成漁港海岸	-	水産	伊方町	850	40m区間で護岸等の機能強化を検討。	約1ha、 集落(連担)
123	三机港海岸	-	国土(港)	瀬戸町	4,258	1,500m区間で護岸等の機能強化を検討。	約3ha、 集落(連担)・県道
126	大江東海岸	-	農村	瀬戸町	940	500m区間で護岸等の機能強化を検討。	約3ha、 農地(連担)
127	大江海岸	-	国土(河)	瀬戸町	4,600	300m区間で護岸等の機能強化を検討。	約10ha、 集落(点在)
129-1	田部漁港海岸	神崎前浜地区	水産	瀬戸町	315	170m区間で面的防護対策を検討。	約10ha、 集落(点在)・町道
130	神崎前海岸	-	農村	瀬戸町	707	300m区間で護岸等の機能強化を検討。	約3ha、 農地(点在)・町道
132	釜木東海岸	-	農村	三崎町	970	300m区間で護岸等の機能強化を検討。	約3ha、 県道・農地(連担)

NO.	海岸名	地区名	所管	関係市町村	保全延長	計画施設概要 (区域、種類、規模、配置等)	受益地及びその状況
					(m)		
134	二名津海岸	-	国土(河)	三崎町	1,300	300m区間で護岸等の機能強化を検討。	約5ha、 県道・農地(点在)
139	馬乗海岸	与侈地区	農村	三崎町	2,500	200m区間で護岸等の機能強化を検討。	約3ha、 公共施設(小学校)
141	蜂の巣海岸	-	農村	三崎町	1,060	600m区間で護岸等の機能強化を検討。	約5ha、 集落(点在)・県道・農地(連担)
合 計			海岸数:80		177,943	52,140	

整備対象海岸位置図



伊予灘沿岸



凡例（整備対象海岸）

国土交通省（河川局）	●
国土交通省（港湾局）	●
農村振興局	●
水産庁	●
河川農振共管	●

